

報告第 2 号

## 専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）  
第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定  
により報告する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

幸手市長 木 村 純 夫



専決第2号

## 専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年1月16日

幸手市長 木 村 純 夫

### 記

#### 1 相手方

住所 幸手市中四丁目15番20号

氏名 株式会社青木商店

代表取締役社長 青 木 弘

#### 2 事故の概要

令和6年11月13日、午前11時50分頃、幸手市中四丁目の市道を南下し、事故発生場所の交差点の信号を左折し、県道幸手久喜線に進入する際に、交差点左側の角にある株式会社青木商店の敷地内の縁石に車体左後方下部が接触し、車体の一部及び縁石を破損させたものである。

#### 3 損害賠償額

金20,000円

上記金額の内訳（合計に責任割合100%を乗じたものとする。）

金銭賠償 20,000円

合 計 20,000円